

## 第 7 次水質総量削減の在り方について

第 7 次の在り方		(参考) 第 6 次の在り方	第 7 次の在り方の特徴
項目	概要	概要	
1 水質総量削減の実施状況	(略)	(略)	
2 指定水域における水環境の現状	(略)	(略)	
3 指定水域の水質汚濁のメカニズム 3 - 1 水質汚濁に係る各種メカニズム 3 - 2 指定水域における将来水質の予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域からの窒素・リンの流入や汚濁負荷が蓄積した海底の底質からの窒素・リンの溶出など複合的な要因により閉鎖性海域の汚濁は進行し、赤潮や貧酸素水塊の発生につながる。</li> <li>将来の水質を予測するために、人口や気象条件、汚濁負荷量、底質からの溶出等を考慮したシミュレーションモデルを構築した。</li> <li>長年に渡って排出してきた汚濁負荷は海底に蓄積しており、海底の底質から窒素・リンが再び溶出してくる。陸域からの汚濁負荷を削減しても底質からの溶出により水質はすぐには改善してこなかった。</li> <li>各種汚濁負荷削減対策を実施することで、底質が改善し、水質は今後、着実に改善していくと予測された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域からの窒素・リンの流入や汚濁負荷が蓄積した海底の底質からの窒素・リンの溶出など複合的な要因により閉鎖性海域の汚濁は進行している。</li> <li>東京湾を対象としたシミュレーション結果を参考に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤潮や貧酸素水塊の発生機構について記述</li> <li>刻々と変化する水環境を高精度で再現可能なモデルで、大阪湾を含む瀬戸内海についてもシミュレーションを実施</li> </ul>
4 第 7 次水質総量削減の在り方について 4 - 1 指定水域における水環境改善の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾、伊勢湾、大阪湾については今後も水環境改善のための着実な取組が必要。</li> <li>大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないような対策を講じることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾、伊勢湾、大阪湾については今後も水環境改善のための着実な取組が必要。</li> <li>大阪湾を除く瀬戸内海の窒素、リンについては現在の水質を維持、COD については現状より悪化しないような対策を講じることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖性海域の目指すべき水環境の目標と指定水域への適用等及び水環境改善に向けたロードマップとそのシナリオ(いわゆる閉鎖性海域中長期ビジョン)について記述</li> </ul>
4 - 2 対策の在り方 (1) 汚濁負荷削減対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備</li> <li>指定地域内事業場については、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組を継続</li> <li>小規模事業場及び未規制事業場に関しては、都府県の上乗せ排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等で対策</li> <li>環境保全型農業の一層推進や魚類養殖の負荷の低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備</li> <li>指定地域内事業場については、最新の処理技術動向も考慮しつつ、総量規制基準を設定</li> <li>小規模事業場及び未規制事業場に関しては、都府県の上乗せ排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等で対策</li> <li>環境保全型農業の一層推進や魚類養殖の負荷の低減</li> </ul>	(第 6 次のあり方を踏襲)
(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質浄化機能等を有する干潟・藻場の保全・再生</li> <li>浚渫や覆砂等の底質改善対策を推進</li> <li>海砂等の採取跡である窪地の埋め戻し</li> <li>水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩等だけによる藻類養殖、貝類養殖等の推進や、漁獲量の管理、資源回復計画などによる水生生物の安定的な漁獲を一層推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質浄化機能等を有する干潟の保全・再生</li> <li>底泥の除去や覆砂等の底質改善対策を推進</li> <li>海砂等の採取跡である窪地の埋め戻し</li> <li>多様な生物の生息の場である藻場の保全・再生</li> </ul>	下線部が新たな記述

(3) 目標年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度を目標年度とすることが適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度を目標年度とすることが適当。</li> </ul>	
4 - 3 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな水質目標として、底層DO及び透明度について、環境基準化を見据えた検討を行うことが必要。</li> <li>農地や市街地等からの発生負荷量を精緻に把握することや、水質が改善された閉鎖性海域における窒素・リンの管理の在り方など、様々な調査研究の推進が必要。</li> <li>全ての関係者が情報を共有し、それぞれの立場で実施可能な汚濁負荷削減対策を推進していくことが可能となるように、情報発信及び普及・啓発活動を推進する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標とすべき水質とその評価方法について、検討を行う必要</li> <li>陸域からの汚濁負荷、内部生産に加え、外海との海水交換に伴う栄養塩類の流出入などに関し、調査研究の推進が必要</li> <li>全ての関係者が情報を共有し、それぞれの立場で実施可能な汚濁負荷削減対策を推進していくことが可能となるように、情報発信及び普及・啓発活動を推進する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安定した漁業生産の実現まで考慮した水生生物の生育環境を確保することも含めた富栄養化が解消された閉鎖性海域における栄養塩類の管理の在り方などにかんし、調査研究を推進する必要がある」と記述</li> <li>「各種モニタリングを適切に実施していくことが極めて重要」と記述</li> </ul>